

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで型枠大工として家屋の新築・改築現場において、型枠作成・設置作業等に従事していたところ、息切れの症状を訴えるようになり、平成〇年〇月〇日、Aクリニックを受診したところ「肺がんの疑い、COPD」と診断された。その後、被災者は、Aクリニックの紹介により同月〇日、B病院を受診したところ、「肺がん」との確定診断を受け入院治療していたが、同年〇月〇日死亡した。

請求人は、被災者が型枠大工としてベニヤの裁断等の作業中に吸い込んだ木屑が原因で「じん肺」を発症し、その合併症としての「肺がん」により死亡したのであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、昭和○年○月から平成○年○月までの長年にわたり、主に、型枠大工として型枠製作、組み立て設置・はがし等の作業に従事しており、平成○年○月中旬頃から、作業中に息切れが出現したため、同年○月○日B病院に受診し、肺がんと診断され入院治療をしていたが、同年○月○日に死亡した。その死因は死亡診断書において、直接死因は「肺がん」とされており、主治医のC医師は診断（意見）書において、要旨、原発性肺がんであり、石綿肺の所見はないと述べている。

(2) ところで、じん肺症患者に発生した原発性肺がんの業務起因性の判断は、厚生労働省労働基準局長が「じん肺法施行規則及び労働安全衛生施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成15年1月20日付け基発第0120003号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき、被災者に発症した肺がんについて検討する。なお、認定基準では、じん肺患者のじん肺の状態がじん肺法によるじん肺管理区分の管理2、管理3又は管理4に該当することとし、管理2の場合は、X線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められる場合に原発性肺がんを業務上の疾病として取り扱うこととしている。

(3) 被災者のじん肺の状態についての医証を見ると、D医師は意見書において、要旨、平成○年○月○日の胸部X線像とじん肺標準X線像と比較すると、粒状影1/0p, 不整形陰影1/0と判断され、じん肺1型であり石綿肺ではない。

長年にわたり粉じん暴露作業に従事していたことから、認定基準を満たしている」と述べている。

また、E医師は胸部X線再読影結果において、要旨、じん肺：1／1、気腫性変化：要精査（平成○年○月○日撮影の胸部X線写真）と述べている。

(4) 一方、じん肺診査医は意見書において、平成○年○月○日及び平成○年○月○日撮影の胸部単純X線写真の所見は、いずれも要旨、0／1で、じん肺管理区分1相当と述べている。

(5) 当審査会は、上記の意見書を踏まえ、請求人らの主張、被災者の病状経過、X線及びCT像（平成○年○月○日F診療所撮影及び平成○年○月○日Aクリニック撮影）、医証等を再度精査検討した結果、石綿粉じん作業に従事したことは否定できないが、被災者のじん肺症は「管理1相当」としたじん肺診査医の意見は妥当と判断されることから、本件は、認定基準に基づき、じん肺有所見者に併発した原発性肺がんとは認められないと判断する。

(6) 以上を総合すると、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係がなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人らは、公開審理において、第三者の専門医等の意見を求めているが、当審査会は、本件の判断に当たって他の医師の意見を求める必要性はないものと判断したことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。